

平成28年度第9回
東京都私立学校審議会（第760回）

平成29年1月18日（水）

都庁第一本庁舎16階 南側特別会議室 S 6

午後 2 時59分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成28年度第9回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開について、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議案は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります9件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成29年1月18日付け、東京都知事名

記 1 秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について（墨田区）外8件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件1件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件9件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第3号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、ドルトン東京学園中等部の設置認可に係る計画承認についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の實吉委員から調査結果につきまして説明願います。

○實吉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、ドルトン東京学園中等部の設置計画承認についてでございます。

平成28年12月21日に、佐藤委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人東京学園高等学校から学校設置の目的、趣旨などについてお伺いをし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、図面で見える限り中等教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は、以上のとおりでございますが、設置者に対する要望事項、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、校舎の建設に際し、設置場所が第一種中高層住居専用地域ということもあり、通学路を含めて近隣住民との調和を図り、トラブルがないよう十分に配慮するとともに、校舎建設を早め、学校説明会等の生徒募集に支障がないよう努めていただきたい。また、設置認可に向けて、教具、校具等の教育設備の導入及び教職員の採用を確実にを行い、計画どおり着実に準備を行っていただきたいこと。

2つ目は、私立学校は創立者がミッションを持って学校を設立するため、そのミッションを外部にしっかり示すこと。また、既存の学校とは大きく教育内容の形態が変わるため、卒業生、在校生、保護者及び学校関係者に対して、法人の理念をしっかりと説明されること。

3つ目は、2045年問題と言われているように、AIに対する人の所作の仕方を含めて読解力が特に必要となる力なので、各教科横断型を考えることとともに教職員の風通しをよくし、これらの課題を学校全体で進めてほしいこと。

4つ目は、今回、法人の新たな思いで中学校を設置するため、職員室内における配置等を含めて教職員の資質向上を図っていただきたい。また、その取り組み内容が外に見える形にすることで、学校のPRにつなげていただきたいこと。

部会調査結果については以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○私学行政課長 本案件は、学校法人東京学園高等学校から申請がありましたドルトン東京学園中等部の設置認可でございます。本案件は2段階審査をとりますので、この諮問は1段

階目の設置計画承認となります。

それでは、議案第1号の要項に基づき、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称はドルトン東京学園中等部です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人東京学園高等学校で、理事長は河合弘登氏、校長も同じく河合弘登氏です。

収容定員は360名で、1学年4学級120名です。

校地、校舎等につきましては、要項9、10に記載のとおり設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、この地域は緑が多く、「調布の森」として指定された文教地域であり、周辺は閑静な住宅街として教育環境にも適しております。

備考欄には、学校法人の設置する学校の設置認可日を記載してありますので、参考にごらんください。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか、どうぞ。

○三宅委員 中高一貫校となると書いてあるのですが、一気通貫で全部、この学年がそろるのは何年の計画になるのでしょうか、このまま上がっていくだけで埋まるのですか。

○近藤会長 そうです。

○三宅委員 ということは、あとプラス3年たたないと6学年がそろわないと。

○近藤会長 そうそう、高校生まではということですね。

○三宅委員 その間は、こっちの高校のほうは募集停止。

○近藤会長 高校はこれが移るまでの間に。

○私学行政課長 今、募集を停止している状況です。

○近藤会長 今、在校生いるのですけれども、移るまでの間に卒業するわけですね、それで一貫教育を始めると。

○三宅委員 登校を待っているわけですね、次のこの人たちが来るまで。

○近藤会長 そうです。

○私学行政課長 はい、そうです。

○三宅委員 わかりました、ありがとうございました。

○近藤会長 よろしいですか、ほかにございますか。

よろしいですか。それでは議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に今回、新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、各種学校の収容定員に係わる学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

秀林日本語学校は、各種学校として平成13年1月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものです。

設置者は、学校法人金井学園で、理事長は申景浩氏、校長も申景浩氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、第1部につきましては、大学等進学Bの入学定員を20名から40名へ、大学等進学Cの入学定員を20名から30名へ増員しております。また、第2部につきましては、一般日本語Bと大学等進学Bの入学定員をそれぞれ20名から40名へ増員しております。これにより総定員は280名から420名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日等を記載しておりますので参考にごらんください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤委員 この大学進学A、B、Cというのはどういう違いがあるのでしょうか。

○議案担当者 大学進学A、B、Cについてはですね、修業年限の違いのみでして、修業年限がAについては1年間、Bについては1年6カ月、Cについては1年9カ月で終了するコースとなっております。

○澤委員 期間だけなのですか。

○議案担当者 はい、期間のみです。

○澤委員 わかりました。

○近藤会長 ほかにございますでしょうか、よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、セント・ベル幼稚園の設置者及び収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりです。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが「園運営の健全化のため、設置者変更を実施するとともに、収容定員を変更する」ものでございます。

新設置者は、鈴木玲央氏、園長も同じく鈴木玲央氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は現在の9学級200名を同じく9学級210名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれ

も設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第4号は各種学校の設置認可、議案第5号から議案第8号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更認可、議案第9号及び議案第10号は、学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

議案第4号は第一部会、議案第5号から議案第10号は第二部会の所管でございますので、各部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、2月の開催日は、第3月曜日の20日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時12分閉会